

第 5965 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2018年)平成30年 5月29日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyo.com>

⇨ 相続税の申告書の添付書類

Q：相続税の申告書の添付書類が改正されたようですが、どのようになりましたか？

A：次のようになりました。

【解説】

相続税の申告書に添付する書類は、これまで、次の①の書類を添付しなければならないこととなっていたのですが、平成30年4月1日以後は、①の書類に代えて、②又は③のいずれかの書類を添付することができるようになりました(①の書類も添付することができます)。

- ①戸籍の謄本で被相続人の全ての相続人を明らかにするもの
- ②図形式の法定相続情報一覧図の写し(子の続柄が、実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限られます。また、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍謄本又は抄本(コピーしたのも含みます)の添付も必要です。)
- ③①又は②をコピーしたもの

法定相続情報一覧図の写しとは、法定相続情報証明制度を利用することで交付を受けることができる証明書のことです。戸籍に基づいて、法定相続人が誰であるかを登記官が証明したものです。法定相続情報一覧図の写しは、相続人等が次の①から④を管轄する法務局のいずれかにおいて、必要書類と合わせて申出をすることにより無料で交付を受けることができます。①死亡した人の本籍地、②死亡した人の最後の住所地、③申出人の住所地、④死亡した人の名義の不動産の所在地

